国民年金保険料免除申請のお知らせ

国民年金保険料の免除申請は７月がスタートです！

令和７年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書は、令和７年７月から申請できます。
下記のいずれかに該当する方で令和７年度免除申請を希望する方は、早めのお手続きをお願いします。

①所得の減少や失業等の理由により保険料の納付が困難な方
②昨年度（令和６年７月～令和７年６月）の免除申請が承認された方で、一部免除の方、退職等の特例（失業特例）により免除の承認を受けている方、免除の継続審査を希望していない方
※学生納付特例は、４月（または20歳の誕生日前日）～翌年３月が免除の対象期間となり、年度ごとに申請が必要です。希望される方は、早めのお手続きをお願いします。
※過去２年（申請月の２年１カ月前の月分）まで、さかのぼって免除申請ができます。

国民年金保険料を未納のままにするとどうなるの?

将来の年金だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに、「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は、早めのお手続きをお願いします。なお、免除申請手続き後、日本年金機構において審査を行い、審査結果を通知します。

申請をするにはどうしたらいいの?

「年金事務所窓口」、「市町村役場窓口」、「オンラインで申請」、「日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードして郵送」のいずれかで行うことが可能です。

★ねんきんネット利用登録★
・日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp/n_net/
・ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号
TEL：0570-058-555

★お問合せ先★
◇ねんきん加入者ダイヤル：☎0570－003－004
◇竜王年金事務所：☎055－278－1104
または、南部町役場
◇住民課本庁舎：☎66－3405（直通）
◇住民課分庁舎：☎64－4834（直通）

国民健康保険加入者の皆様へ

令和7年8月からの国民健康保険 資格確認書等を送付します

現在お持ちの保険証等は、有効期限が令和７年７月31日までとなっています。
新しい資格確認書等は、７月中旬から特定記録郵便で、世帯加入者全員分をまとめて世帯主の方に郵送します。

マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証をお持ちでない方
資格情報のお知らせが届きます ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、健康保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。 ・資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。 ・記載内容をご確認のうえ、切り取り線で切り取って、8月以降にお使いください。	資格確認書が届きます ・マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に、申請によらず交付されます。 ・資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、これまでどおり受診等できます。 ・記載内容をご確認のうえ、台紙から剥がして８月以降にお使いください。

有効期限が過ぎたら、古い保険証等は使用できません。
個人情報が記載されていますので、ハサミ等で細かく刻んで破棄して下さい。

お問合せ 住民課 国保年金係 ☎66-3405